

社会福祉法人やまゆり福祉会職員の兼業等事務取扱規程

(平成19年度第4回理事会承認)

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会が定める就業規則の規定により、当該法人の職員（以下「職員」という。）が他に就職又は事業を営む場合の許可等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(兼業の定義)

第2条 この規程において、「兼業」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 会社その他の団体の役員等に就任すること。
- (2) 自ら事業を営むこと。
- (3) 何らかの事業又は事務に従事すること。

(兼業の許可申請)

第3条 職員は、兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ別記様式により申請しなければならない。

(兼業の許可権者)

第4条 兼業の許可は、次の表の左欄に掲げる職にある者については、同表右欄に掲げる者（以下「許可権者」という。）が行う。

1	常用職員	理事長
2	有期契約職員	管理者

(兼業を許可しない場合)

第5条 許可権者は、申請に係る職員が、次の各号の一に該当する場合は、兼業の許可をしないものとする。

- (1) 兼業のために時間を割くことにより、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- (3) 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、法人職員としての職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となると認めるとき。

(許可の取消し)

第6条 職員が、兼業の許可を受けたのち、前条の規定に該当するに至ったときは、許可権者は、その許可を取消すものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

兼 業 許 可 申 請 書

1 兼業許可申請者			
所属		職 務 内 容	
職名			
氏名			
2 兼業先団体			
団体名（根拠法令）			
団体の主な事業内容			
役職名			
従事業務内容			
報酬			
必要時間（必要回数）			
兼業予定期間			
申請理由			
その他の兼業			
<p>上記のとおり兼業したいので申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人やまゆり福祉会理事長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 様</p> <p style="text-align: right;">印</p>			